

社員総会運営に関する規程

第1章 総則

(目的)第1条

この規程は、一般社団法人スマイルベースこどもみらい創造ラボ(以下「当法人」という。)の定款に基づき、社員総会の運営に関する必要事項を定め、適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)第2条

本規程において使用する用語は、法令及び定款に従うものとする。

第2章 社員総会

(種類)第3条

社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種類とする。

(定時社員総会の開催)第4条

1. 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
2. 定時社員総会の招集は理事長が行う。

(臨時社員総会)第5条

1. 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
2. 臨時社員総会の招集は理事長が行う。
3. 社員の請求により総会招集が必要である場合、理事長は遅滞なく招集するものとする。
4. 理事長が総会を招集しない場合、請求をした社員は裁判所の許可を得て総会を招集することができる。

(招集手続)第6条

社員総会を招集する場合、以下の事項を定める：

1. 総会の日時及び場所
2. 議案および目的事項
3. 招集理由

(通知)第7条

1. 総会の招集通知は、開催日の7日前までに書面または電子的方法により行う。
2. 通知には、日時、場所、議案及び招集理由を明記する。
3. 電子的通知を行う場合は、事前に社員の同意を得る。

(招集省略)第8条

全社員が同意した場合、招集手続を省略して社員総会を開催することができる。

(議事)第9条

1. 社員総会の議長は、出席社員の中から選出する。

2. 議長は議事の秩序を維持し、議事の整理を行う。
3. 社員は自己が特別の利害関係を有する議案について、議長にその旨を申し出るものとする。

(決議事項)第 10 条

社員総会は、定款及び法令で定められた事項について決議する。

決議事項には、以下を含むものとする：

1. 定款の変更
2. 理事・監事の選任及び解任
3. 役員報酬に関する事項
4. 財務諸表の承認
5. 基本財産の処分、残余財産の処分に関する事項
6. その他、法人の運営に関する事項

(決議方法)第 11 条

1. 社員総会の決議は、法令または定款に特別の定めがある場合を除き、出席社員の過半数の賛成により行う。
2. 重要事項(定款変更、役員報酬、基本財産処分等)は、出席社員の 3 分の 2 以上の賛成により決議する。
3. 当該決議について特別の利害関係を有する社員がいる場合、議長は、社員総会においては当該社員を除外するか否かを判断し、必要に応じて当該社員を除いた上で決議を行うことができる。

(議事録)第 12 条

1. 社員総会の議事録を作成し、議長および議事録署名人が記名押印または電子署名する。
2. 議事録は欠席社員に配布し、議事内容および結果を報告する。

第 3 章 雑則

(倫理規程)第 13 条

社員は、法令、定款、本規程及び社員総会の決議に従い、倫理規程を遵守しなければならない。

(改廃)第 14 条

この規程の改廃は、社員総会の決議によって行う。

附則

この規程は、2025 年 9 月 11 日より施行する。